

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会



指宿市実行委員会



第2回宿泊・医事専門委員会



【書面開催】

# 目次

## 1 報告事項

- ア 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会  
「宿泊・医事専門委員会」委員変更の報告について・・・・・・・・・・ 1

## 2 審議事項

### (1) 常任委員会からの委任事項

- 【第1号議案】 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設  
選定基準の一部改訂（案）について・・・・・・・・・・ 3

- 【第2号議案】 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設  
募集要領の一部改訂（案）について・・・・・・・・・・ 7

### ◆ 参考資料

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会会則・・・14

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会  
専門委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## 報告事項

### ア 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会

#### 「宿泊・医事専門委員会」委員変更の報告について

### 委員の変更

#### (1) 内容

鹿児島県及び指宿市定期人事異動に伴う委員の変更

#### (2) 委員名（敬称略）

【旧】	【新】
鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部 指宿支所	
技術主幹兼 衛生係長 下堂 蘭 正弘	衛生係長 山本 里子
指宿市観光課 課長	
山元 成之	上川床 聡
指宿市環境政策課 課長	
前田 安隆	富永 敏尚
指宿市健康増進課 課長	
湯之上 美奈子	廣森 政宏

#### (3) 委嘱期間

令和4年9月1日～本会の目的が達成された日まで

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会  
 宿泊・医事専門委員会名簿

令和4年8月2日現在

◎委員長，○副委員長，※他専門委員会と重複(敬称略)

番号	所 属	役職	氏名	区 分	継・新
1	指宿地区食品衛生協会	副会長	◎ 坂本 聡	食品衛生	継
2	鹿児島県南薩地域振興局 保健福祉環境部 指宿支所	衛生係長	○ 山本 里子	医療・衛生	新
3	公益社団法人指宿市観光協会	副会長	岩崎 麻友子	宿泊	継
4	一般社団法人指宿医師会	事務長	山野 ゆき子	医療・救護	継
5	指宿市観光課	課長	※ 上川床 聡	宿泊	新
6	指宿市環境政策課	課長	※ 富永 敏尚	衛生	新
7	指宿市健康増進課	課長	廣森 政宏	医療・救護	新

【事務局】

※事務局次長が事務局参事を兼ねる

番号	所 属	役職	氏名	区 分	継・新
1	産業振興部	課長	※ 和田 哲郎	事務局次長	新
2	スポーツ振興課	主幹	坂元 智博	推進班長	継
3	国体推進室	主査	園田 望	推進班員	継
4		主事補	吉嶺 昂志郎	推進班員	新

## 【第1号議案】

### 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設

#### 選定基準の一部改訂（案）について

##### 1. 名称の変更

2020年開催予定であった「第75回国民体育大会」が、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、2023年に「特別国民体育大会」として開催されることによる名称変更。

改訂前	改訂後
第75回国民体育大会	特別国民体育大会

##### 2. 改訂理由

2020年「第75回国民体育大会」では、応募のあった市内2つの業者を弁当調製施設として選定し、開催準備を進めておりましたが、「特別国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）（以下、「国体」という。）」では、より多くの弁当業者に協力してもらうことで、市民一丸となった取組を醸成することや、弁当数量の確保・安定供給に努めたいと考えております。

そのようなことから、再度、市内の該当業者にアンケート調査を実施した結果、別紙「国体指宿市弁当調製施設調査票結果」のとおり、各弁当業者によって日曜日の定休日や、平日と土日で弁当の提供可能数に違いがあることなどから、「国体指宿市弁当調製施設選定基準（以下、「選定基準」という。）」の見直しの検討をしたところであります。

つきましては、提供可能な日に限り提供していただけるよう選定基準の一部を改訂することで、弁当業者の負担軽減や緩和を図り、より多くの弁当業者に協力をいただけるような選定基準としたいことから、以下のような改訂内容を提案いたします。

改訂前	改訂後
国体期間中の提供可能数が、平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。	国体期間中の提供可能数が、1日当たり100食以上の日があること。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準（案）

新旧対照表

現行	改正案
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>この選定基準は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項に基づき、<u>第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）</u>における弁当調製施設の選定について、万全を期すため必要な事項を定める。</p> <p><b>5 施設の調製能力</b></p> <p>(1) 国体期間中の提供可能数が、<u>平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p><b>1 趣旨</b></p> <p>この選定基準は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項に基づき、<u>特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）</u>における弁当調製施設の選定について、万全を期すため必要な事項を定める。</p> <p><b>5 施設の調製能力</b></p> <p>(1) 国体期間中の提供可能数が、<u>1日当たり100食以上の日があること。</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p>

# 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準（案）

## 1 趣旨

この選定基準は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項に基づき、第75回国民体育大会特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技(以下「国体」という。)における弁当調製施設の選定について、万全を期すため必要な事項を定める。

## 2 国民体育大会に対する理解

国体に理解があり、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

## 3 対象施設

- (1) 指宿市内に事業所所在地がある業者。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受けている業者。

## 4 施設の衛生管理

- (1) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が80点以上であること。
- (2) 過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 検食は、完成した弁当とマジックで日付を書いた紙を清潔な容器(ビニール等)に密閉して1日分ずつ-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者(食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。)の全員に対し、国体開催前の1か月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。)を実施すること。

なお、実行委員会から指示があった場合は、ノロウイルスの検査を別途行うこと。

- (5) 食品賠償保険等に加入していること。
- (6) 実行委員会が指定した時刻及び場所に、衛生的に配達できること。
- (7) 弁当容器に以下の項目をラベルシート等で表示できること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名(アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。)

ウ 食品添加物

エ 消費期限(時刻まで表示)

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示

ク その他実行委員会が指示する表示

## 5 施設の調製能力

- (1) ~~国体期間中の提供可能数が、平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。~~ 国体期間中の提供可能数が、1日当たり100食以上の日があること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。

## 6 施設の対応能力

- (1) 単価に応じた弁当の調製が可能であり、実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (2) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。
- (3) 弁当は保冷効果が持続し、かつ運搬が容易で清潔なダンボール箱等に梱包して納入できること。
- (4) 前日午後6時までの発注で、翌日午前10時30分までの納入が可能であること。
- (5) 配達同日に弁当容器等を回収できること。
- (6) サンプル調査を行うためのサンプルを実行委員会の指示に基づき提供し、当該調査において指摘されたことを改善することが可能であること。
- (7) 荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

## 7 その他

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されていること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 上・下水道等の使用料の滞納がないこと。



## 【第2号議案】

### 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設 募集要領の一部改訂（案）について

#### 1. 名称の変更

2020年開催予定であった「第75回国民体育大会」が、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、2023年に「特別国民体育大会」として開催されることによる名称変更。

改訂前	改訂後
第75回国民体育大会	特別国民体育大会

#### 2. 開催年度の変更による開催期間等の変更

改訂前	改訂後
ソフトボール競技会	
令和2年10月4日(日)から6日(火)	令和5年10月8日(日)から10日(火)
バドミントン競技会	
令和2年10月9日(金)から12日(月)	令和5年10月13日(金)から16日(月)
募集締切	
令和2年4月30日(木)必着	令和4年10月14日(金)必着

#### 3. 改訂理由

選定基準の改訂に伴う内容の変更

改訂前	改訂後
国体期間中の提供可能数が、 <u>平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。</u>	国体期間中の提供可能数が、 <u>1日当たり100食以上の日があること。</u>

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設募集要領（案）

新旧対照表

現行	改正案
<p><b>1 趣旨</b> この要領は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製要 項及び「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定 基準（以下「要項」という。）に基づき、<u>第75回国民体育大</u> <u>会</u>「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」 という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び その他関係者（以下「国体参加者」という。）に提供する弁当 の調製施設の募集について、万全を期すため必要な事項を定 める。</p> <p><b>2 開催期間、開催競技、開催場所</b> <u>令和2年10月4日（日）から6日（火）</u> ソフトボール競技会 開聞総合グラウンド <u>令和2年10月9日（金）から12日（月）</u> バドミントン競技会 指宿総合体育館 ※開催期間以外にも弁当調製業務が発生する場合があります。</p>	<p><b>1 趣旨</b> この要領は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製要 項及び「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定 基準（以下「要項」という。）に基づき、<u>特別国民体育大会</u> 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」 という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び その他関係者（以下「国体参加者」という。）に提供する弁当 の調製施設の募集について、万全を期すため必要な事項を定 める。</p> <p><b>2 開催期間、開催競技、開催場所</b> <u>令和5年10月8日（日）から10日（火）</u> ソフトボール競技会 開聞総合グラウンド <u>令和5年10月13日（金）から16日（月）</u> バドミントン競技会 指宿総合体育館 ※開催期間以外にも弁当調製業務が発生する場合があります。</p>

<p><b>3 応募条件</b></p> <p>(1), (2) 略</p> <p>(3) 施設の調製能力</p> <p>ア 国体期間中の提供可能数が、<u>平日, 土, 日曜日とも1日当たり100食以上であること。</u></p> <p>イ～エ略</p> <p>(4), (5) 略</p> <p><b>8 応募について</b></p> <p>(1) 応募締切</p> <p><u>令和2年4月30日(木) 必着</u></p> <p>持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。</p> <p>(2) 略</p>	<p><b>3 応募条件</b></p> <p>(1), (2) 略</p> <p>(3) 施設の調製能力</p> <p>ア 国体期間中の提供可能数が、<u>1日当たり100食以上の日があること。</u></p> <p>イ～エ略</p> <p>(4), (5) 略</p> <p><b>8 応募について</b></p> <p>(1) 応募締切</p> <p><u>令和4年10月14日(金) 必着</u></p> <p>持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。</p> <p>(2) 略</p>
---	--

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設募集要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項及び「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準（以下「要項」という。）に基づき、第75回国民体育大会特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国体参加者」という。）に提供する弁当の調製施設の募集について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 開催期間、開催競技、開催場所

~~令和2年10月4日（日）から6日（火）~~ 令和5年10月8日（日）から10日（火）

ソフトボール競技会 開聞総合グラウンド

~~令和2年10月9日（金）から12日（月）~~ 令和5年10月13日（金）から16日（月）

バドミントン競技会 指宿総合体育館

※開催期間以外にも弁当調達業務が発生する場合があります。

### 3 応募条件

弁当調製施設については、下記条件を全て満たしているものとする。

#### (1) 対象施設

- ア 指宿市内に事業所所在地があること。
- イ 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受けていること。
- ウ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び保健所の行う衛生指導を遵守すること。
- エ 実行委員会が実施する国体弁当調達業務に協力的であること。

#### (2) 施設の衛生管理

- ア 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が80点以上であること。
- イ 過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- ウ 検食は、完成した弁当とマジックで日付を書いた紙を清潔な容器（ビニール等）に密閉して1日分ずつ-20℃以下で2週間以上保存できること。
- エ 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体開催前の1カ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）を実施すること。  
なお、実行委員会から指示があった場合は、ノロウイルスの検査を別途行うこと。

- オ 食品賠償保険等に加入していること。
- カ 実行委員会が指定した時刻及び場所に、衛生的に配達できること。
- キ 弁当容器に以下の項目をラベルシート等で表示できること。

(ア) 弁当の名称

(イ) 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。）

- (ウ) 食品添加物
  - (エ) 消費期限（時刻まで表示）
  - (オ) 保存方法
  - (カ) 製造所所在地・製造者名
  - (キ) その他食品表示法等関係法規により規定される表示
  - (ク) その他実行委員会が指示する表示
- (3) 施設の調製能力
- ア ~~国体期間中の提供可能数が、平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。~~国体期間中の提供可能数が、1日当たり100食以上の日があること。
  - イ 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
  - ウ メニューの日替わりが可能であること。
  - エ 栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。
- (4) 施設の対応能力
- ア 単価に応じた弁当の調製が可能であり、実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
  - イ 弁当の付属品として、紙パックのお茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。
  - ウ 弁当は保冷効果が持続し、かつ運搬が容易で清潔なダンボール箱等に梱包して納入できること。
  - エ 前日午後6時までの発注で、翌日午前10時30分までの納入が可能であること。
  - オ 配達同日に弁当容器等を回収できること。
  - カ サンプル調査を行うためのサンプルを実行委員会の指示に基づき提供し、当該調査において指摘されたことを改善することが可能であること。
  - キ 荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (5) 施設の信用状況
- ア 原則として、3年以上の営業実績があること。
  - イ 食品に関する法律諸規定が遵守されていること。
  - ウ 納税義務が履行されていること。
  - エ 上・下水道等の使用料の滞納がないこと。

#### 4 業務概要

##### (1) 実施内容

国体参加者に提供する弁当の調製、搬入及び回収。

##### (2) 弁当の種類

幹旋弁当・・・選手・監督、視察員、報道員、競技会係員等のうち希望者へ幹旋する弁当

支給弁当・・・大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員等に、支給する弁当

#### 5 弁当金額

幹旋弁当・・・800円（税込み）

支給弁当・・・800円（税込み）

## 6 弁当の付属品

紙パックのお茶，割り箸，爪楊枝，お手拭き及び持ち運び用ビニール袋を付属させる。

## 7 弁当調製施設の選定と取消

- (1) 弁当調製施設については，別に定める要項に基づき実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は，前号の規定により弁当調製施設を指定するときは，当該弁当調製施設に「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設指定書（第1号様式）を交付する。
- (3) 実行委員会は，指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは，「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設指定取消書（第2号様式）により指定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生法関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - イ 食品衛生法関係法令に基づく許可の取り消し，営業の全部又は，一部の禁止若しくは，期間を定めての停止処分を受けたとき。
  - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
  - エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

## 8 応募について

- (1) 応募締切  
令和2年4月30日（木）~~必着~~令和4年10月14日（金）必着  
持参される場合は，平日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 応募方法  
必要書類とともに実行委員会事務局まで郵送又は持参してください。
  - ア 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設応募票
  - イ 営業許可証の写し（業種が飲食店営業にあたるもの。）
  - ウ 食品賠償保険証の写し
  - エ 納税証明書の写し（市税に未納がないかわかるもの。）
  - オ 食品衛生監視票の写し（応募日から起算して1年以内のもの。）  
※応募日から起算して1年以内のものがない場合は，別紙「食品衛生監視票  
交付依頼」にて指宿保健所に申請してください。

## 9 その他

- (1) 応募に関する費用について  
書類の郵送等，応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について  
提出された書類は返却しない。

## 參考資料

# 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会会則

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 特別国民体育大会（冬季大会を除く。）及び特別全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）に必要な事業を行うため、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「本会」という。）を置く。

### (事業)

第2条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事業に関すること。

## 第2章 組織

### (構成)

第3条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他関係機関及び団体の代表者及び役職員
- (2) 市議会議員
- (3) 市関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催準備及び運営に関係のある者のほか、会長が特に必要と認める者

### (役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内



(3) 常任委員 55名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

#### (総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 両大会の開催基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長

が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。

4 第7条の規定は、専門委員の任期について準用する。

5 第10条第5項及び第6項の規定は、専門委員会について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

#### 第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を産業振興部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この会則は、平成28年6月28日から施行する。

### (会計年度の特例)

2 平成28年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成29年3月31日までとする。

## 附 則

1 この会則は、平成30年5月14日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第75回国民体育大会指宿市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

## 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）指宿市実行委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 各委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、両大会指宿市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月24日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年7月9日から施行する。
- 2 現に制定又は策定されている燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会」とあるのは「特別国民体育大会」，「第20回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「特別全国障害者スポーツ大会」と読み替える。

附 則

この会則は、令和4年5月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務・広報専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画に関する こと</li> <li>2 広報の基本的事項に関する こと</li> <li>3 市民運動の基本的事項に関 すること</li> <li>4 その他広報及び市民運動に 係る重要な事項に関する こと</li> <li>5 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関する こと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画の進行管理 に関する こと</li> <li>2 文化プログラムに関する こと</li> <li>3 広報及び啓発の実施に関す る こと</li> <li>4 市民運動の実施に関する こと</li> <li>5 報道機関との調整に関する こと</li> <li>6 記録映像及び記録写真に関す る こと</li> <li>7 他の専門委員会に属さない事 項に関する こと（重要なものを除く。）</li> </ol>
競技・式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公開競技及びデモンストレー ションスポーツの選定に関 すること</li> <li>2 競技施設の整備に係る計画 の策定に関する こと</li> <li>3 実施競技の企画及び運営に 係る計画の策定に関する こと</li> <li>4 その他実施競技の企画及び 運営に係る重要な事項に関 すること</li> <li>5 式典の基本的事項に関する こと</li> <li>6 その他式典に係る重要な事 項に関する こと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の運営に関する ことのうち、次に掲げるもの  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 競技用具に関する こと</li> <li>(2) リハーサル大会に関す る こと</li> <li>(3) 競技記録に関する こと</li> <li>(4) その他実施競技の企画及び 運営に関する こと（重要なものを除く。）</li> </ol> </li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に 関する こと</li> <li>3 開始・表彰式の企画及び運営に 関する こと</li> <li>4 式典音楽の実施に関する こと</li> <li>5 式典演技の実施に関する こと</li> <li>6 炬火リレーの実施に関する こと</li> <li>7 その他式典に関する こと（重要なものを除く。）</li> </ol>

名称	付託事項	委任事項
宿泊・医事専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の基本的事項に関する こと</li> <li>2 医事・衛生の基本的事項に 関すること</li> <li>3 その他宿泊及び医事・衛生 に係る重要な事項に関する こと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関する こと</li> <li>2 医療救護及び防疫に関する こと</li> <li>3 食品衛生及び環境衛生に 関すること</li> <li>4 その他宿泊及び医事・衛生に 関すること（重要なものを除く。）</li> </ol>
輸送・警備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通の基本的事項 に関する こと</li> <li>2 その他輸送及び交通に係る 重要な事項に関する こと</li> <li>3 警備及び消防防災の基本的 事項に関する こと</li> <li>4 その他警備及び消防防災に 係る重要な事項に関する こと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外参加者等の輸送に 関する こと</li> <li>2 競技会場の輸送に 関する こと</li> <li>3 その他輸送及び交通に 関すること（重要なものを除く。）</li> <li>4 競技会場の警備及び消防 防災に 関すること</li> <li>5 その他警備及び消防 防災に 関すること（重要なものを除く。）</li> </ol>